

# 障害者雇用率は2.26%、雇用率達成企業は59.3%

～ 令和元年 障害者雇用状況調査の概況 ～

ハローワーク長岡

令和元年6月1日現在の民間企業における障害者雇用状況報告に基づく調査結果は、下表のとおりとなりました。

管内の報告対象企業（法定雇用率2.2%）は275社となっており、雇用障害者数は1137.0人と前年より4.84%（52.5人）増加、実雇用率は2.26%と前年比0.07ポイント上昇し、いずれも過去最高を更新しました。

また、管内の雇用率達成企業割合は59.3%と前年比0.8ポイントの微減しましたが、約6割の企業が法定雇用率達成しています。（未達成企業数は112社です。）

実雇用率は改善傾向を示していますが、依然として雇用ゼロの企業も存在しています。令和3年4月までに法定雇用率が更に上げられることから、障害者雇用への意識啓発、未達成企業の解消に向けた取組を強化することとします。

## 民間企業における障害者雇用状況

区 分		算定基礎労働者数※1	うち障害者数※2	実雇用率(%)	報告対象企業数	うち雇用率達成企業数	雇用率達成企業割合(%)
R1.6.1	長岡所管内	50,286.0	1,137.0	2.26	275	163	59.3
	新潟県	336,060.0	7,131.5	2.12	1,982	1,146	57.8
	全 国	26,585,858.0	560,608.5	2.11	101,889	48,898	48.0
H30.6.1	長岡所管内	49,555.0	1,084.5	2.19	268	161	60.1
	新潟県	332,640.0	6,838.5	2.06	1,963	1,087	55.4
	全 国	26,104,834.5	534,769.5	2.05	100,586	46,217	45.9
対前年増減数(ポイント)	長岡所管内	731.0	52.5	0.07	7	2	▲ 0.8
	新潟県	3,420.0	293.0	0.06	19	59	2.4
	全 国	481,023.5	25,839.0	0.06	1,303	2,681	2.1

※1 算定基礎労働者とは、以下の方法により算定した法定障害者雇用数の算定基礎となる労働者数です。

①除外率が設定されている特定の業種については、当該事業所の常用労働者数から除外率相当分を除いた労働者数で算定する。

②常用労働者のうち週の所定労働時間が20時間以上30時間未満となる「短時間労働者」については、1人を0.5人として算定する。

※2 障害者数の算定については、以下の表のとおり計算します。

労働者の区分	障害の種類	障害の程度	算定方法
常用労働者口 (短時間労働者を除く)	身体・知的障害者	重 度	1人を2人として算定
		重度以外	1人を1人として算定
	精神障害者		1人を1人として算定
短時間労働者 (週所定労働時間20時間以上30時間未満)	身体・知的障害者	重 度	1人を1人として算定
		重度以外	1人を0.5人として算定
	精神障害者		1人を0.5人(※)として算定

※新規雇入れから3年以内の者又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者は1.0人